

(別表)

企画提案書審査基準

[業務名] 2028年技能五輪国際大会PR映像制作業務

審査項目		審査基準等	審査基準等：公開
業務実施体制	組織体制		業務に従事する者の役割が明らかにされ、相応の能力を有する職員及び適正な人員数が配置されているなど、本事業の遂行に必要なかつ十分な体制が構築されているか。
	総括責任者・業務責任者の資格・実績等		相応の能力者を有する職員が配置されているか。
	法人の業務履歴		法人等が過去において類似業務の受託実績があり、ノウハウにより効果的な業務が期待できるか。
計			
提案内容	提案項目①	全体方針	課題を的確に認識し、本事業全体の取組方針（基本的な考え方、目標、特徴・アピールポイント等）は明確で適切か。
	提案項目②	スケジュール	具体的で、期間内に実施可能なスケジュールであるか。
	提案項目③	動画制作	・①WSS 2026閉会式、②競技会場内日本ブース/WSS 2026次回開催国レセプション、③WSI総会 それぞれの動画案・絵コンテについて、本業務の目的及び企画意図を十分に理解した提案内容となっており、提案内容には具体性かつ実現性があるか。 ・動画の内容は、視聴者の属性を意識したものとなっているか。 ・動画の内容は、視聴者に対して学びや発見を提供できるものであるほか、魅力を十分にアピールできるものとなっており、来訪への気運醸成に繋がるものとなっているか。 ・動画の内容は、愛知のみならず、同時に日本についてもPRするものとなっているか。
	提案項目④	その他	予算の範囲内で、応募者のノウハウ等に基づいた独自の付加提案等がされているか。
	見積経費について		事業内容に見合った経費見積となっているか。
計			
評価項目		審査基準等：公開	
社会的取組に関する評価項目（様式3）	項目①	環境に配慮した事業活動	①ISO14001、②エコアクション21、③KES、④エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること
	項目②	障害者等への就業支援	⑤障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
			⑥保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること（※1：協力雇用主の登録のみ）
			⑦障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があること
	項目③	女性活躍推進法に基づく認定	⑧えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること
			⑨行動計画の策定（※2）
	項目④	次世代法に基づく認定	⑩くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること
	項目⑤	その他	⑪ユースエール認定を受けていること
項目⑥	⑫エコ通勤優良事業所の認証を受けていること		
項目⑦	⑬ISO39001認証を受けていること		
項目⑧	⑭健康経営優良法人の認定を受けていること		

(※1) 「協力雇用主の登録」は受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。
(※2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。